

令和6年度 事務事業《事後》評価 改善事業一覧表

評価 No	担当課	事業名	実施目的	具体的方法	一次 評価	一次評価コメント	二次 評価	二次評価コメント	改善案	最終 評価
9	職員課	職員の資質と能力の向上事業	社会情勢の変化や行政課題に柔軟に対応する能力や知識の向上を図るため、人材育成の取組を推進します。	人材こそが、最も重要な経営資源であるとの認識に立ち、人材育成に主眼を置いた体系的な職員研修を実施します。	一部改善	社会の変化に応じて新たに生じる行政課題に対応するためには、これまでとは異なる職員の知識、技能が求められており、研修内容を随時見直ししながら、研修効果が高まるよう事業を継続していく必要がある。	一部改善	新しい発想での変革が求められる仕事も確実に増えてきており、職員の意識改革、専門性を向上させるためにも、時代に即した研修となるよう科目や内容を随時見直し事業を継続していく必要がある。	階層別研修の一部にインターバル研修（1日＋インターバル課題＋1日）を導入し、研修での学びを職場で実践する機会を設けることで、研修の成果を職場に還元し、職員一人ひとりの行動変容と職場内連携を促進する。	一部改善
13	安心安全課	情報収集・発信事業	市民の生命、財産を守るため、防災情報の収集を行うほか、住民に対して適切な情報を迅速かつ正確に伝達する体制を充実します。	防災関係機関や民間気象予報会社から防災情報を収集し、初動体制の強化を図るとともに、いせさき情報メールや市ホームページ、SNSなどの媒体を活用した情報発信を行います。また、総合防災マップを幅広く充実を図り、住民の防災意識の啓発に努めます。	継続	平時から適切な情報発信が行えるよう伝達マニュアルの整備及び訓練を行うとともに、情報弱者への伝達手段については、日々進捗する情報通信環境を踏まえて研究を進めたい。	継続	スマートフォン等を持たない市民への情報伝達手段について検討し、令和6年度に新たに構築するコミュニティFMを活用した情報伝達手段の運用を実施したい。	【行政改革推進及び行政評価市民委員会における意見】 情報弱者への周知方法など様々な課題に対応していく必要があることから、発展的に改善し、事業を継続していただきたい。	一部改善
68	国際課	多文化共生社会形成事業	日本人住民と外国人住民が、文化、習慣、価値観の違いを理解し共に地域を支え合う多文化共生社会の構築を目指します。	外国人相談窓口や多言語による情報発信等を通じて、外国人住民が地域社会で活躍し安心して日常生活が送れるよう支援し、コミュニケーションの円滑化を図ります。また、日本人住民と外国人住民の相互理解を図るため、言語、文化、習慣を学ぶ事業を実施します。	継続	全国的に見ても外国人住民が多い本市において、外国人住民数が増えていることに加え、国籍の種類も増加していることから、その時々々のニーズに合わせて多文化共生社会を形成していく必要があります。今後も情報収集しながら効率的・効果的な事業の実施を継続していきます。	継続	先進都市や近隣都市などと情報交換を行いながら、さらなる多文化共生社会の形成に向けて、引き続き事務・事業を実施してください。	【行政改革推進及び行政評価市民委員会における意見】 多文化共生に必要な情報収集や分析を行い、本市の取組が多文化共生の先進事例となるよう発展的に改善を続け、事業を推進していただきたい。	一部改善
150	障害福祉課	医療的ケア支援事業	看護師などを配置していない事業所で、障害者などに対して実施する医療的ケアを提供することにより福祉の増進を図ります。	訪問看護事業者が、主治医の指示に基づいて、派遣先の施設などで導尿、たんの吸引、経管栄養など比較的短時間かつ定時の対応で提供できる処置を行います。	一部改善	医療的ケア児等に対する新たなニーズの高まりもあり、本事業を実施する意義は大きいといえ、個々の利用者の生活を支えるために事業の継続が望まれる。今後、自立支援協議会での協議や当事者の意見、要望等を踏まえ、長期的視点に立って施策の見直しを検討する必要があると考える。	一部改善	本事業の利用実績がない状況を踏まえ、医療的ケア児等を支援するための長期的視点に立った将来的な施策を検討する一方で、個々の利用者の生活を支えるために事業の継続が望まれる。	医療的ケア支援事業や要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業など、利用実績の少ないものの、利用者等のニーズの見込まれる事業について、利用者やその家族等のほか、訪問看護事業所、医療的ケア児等コーディネーター等の意見を丁寧に聴き取り、事業の見直しを実施する。	一部改善
152	障害福祉課	指定管理施設管理運営事業	在宅生活を送る障害者などに対し、日中活動の場を提供し、地域社会で自立した日常生活を営めるよう、就労機会と社会適応訓練の場及び生活動作の支援を提供します。	指定管理者による福祉作業所及び重度心身障害者デイサービス並びに障害者就労・自立支援施設の管理運営を行います。	一部改善	利用者のニーズも高いことから、事業を継続していく必要がありますが、施設の老朽化が進んでいることから、本事業のコストや利用者等のニーズ、個別施設計画を踏まえ、指定管理施設のあり方や事業運営を長期的視点に立って考えていく必要があります。	一部改善	今後も効果的かつ効率的な事業実施が望まれるが、施設の老朽化や指定管理施設の事業運営のコスト増への対応について、長期的視点に立って検討していく必要がある。	利用者等のニーズや個別の事情も勘案し、指定管理施設における個別施設計画を踏まえ、将来的な事業のあり方について検討していく。	一部改善

令和6年度 事務事業《事後》評価 改善事業一覧表

評価 No	担当課	事業名	実施目的	具体的方法	一次 評価	一次評価コメント	二次 評価	二次評価コメント	改善案	最終 評価
155	障害福祉課	相談支援事業	障害者などからの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者などが自立した日常生活又は社会生活を営めるように支援します。	常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者へ業務の一部を委託し、各種相談に適切に対応できる体制を構築します。	一部改善	障害福祉サービス等の提供に当たり、その根幹である相談支援事業の更なる機能強化のため、人的資源の充実、専門性の向上、他の福祉分野や教育、医療などの各分野の機関等との連携・協力はもとより、組織横断的な大胆な発想での改善の必要がある。	一部改善	障害者基幹相談支援センターで対応すべき相談支援事業の重要性はますます高まるものと考えられるため、引き続き、効果的かつ効率的な事業実施が必要であり、近年の新たな課題に対応するための相談支援体制をさらに強化していく必要がある。	医療的ケア児等や障害に起因する貧困に関する相談、成年後見制度などの今日的課題に対応できるよう相談支援体制の充実を図るとともに、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者における相談業務の質の向上のため、集団指導、個別指導等を行うための体制整備と指導方法を確立していく。	大幅な改善
157	障害福祉課	障害者センター管理運営事業	障害者などに対し、自立及び社会参加のための総合的な支援を実施し、活動や交流の促進を図ります。	活動の場の提供や、障害者福祉団体の支援などを行います。	一部改善	個別施設計画に基づき、施設整備、設備更新等を計画的に行いつつ、関係機関、団体等との連携を強化し、長期的視点に立つて本施設の有効な利活用について検討していく必要がある。	一部改善	障害者の自立や社会参加のための総合的な支援や障害者の活動・交流の拠点であることを念頭に置き、本施設を利用する当事者団体との連携を強化しながら、引き続き、効果的かつ効率的な事業実施が必要である。	指定福祉避難所として指定されたことを踏まえ、本施設の有効活用や障害者の防災の拠点としての施設整備、設備更新等を計画的に実施するほか、本施設を拠点として障害者の相談支援体制強化や就労支援につながる事業を関係団体等と連携しながら実施していく。	一部改善
188	商工労働課	消費生活センター機能強化事業	市民の消費生活に関する相談や苦情を広く受け付け、市民生活の安定と向上を図ります。	ライフステージや環境・状況に応じた出前講座や講演会、イベント等を開催するとともに、市広報や市ホームページ、啓発資料による情報提供を行います。また、消費生活に関する資料の展示・貸出しを行い、学習機会の提供を行います。	一部改善	消費者、特に判断力の乏しい高齢者や経験の浅い若者たちが、被害にあわないように引き続き啓発を強化する必要がある。消費者保護のため消費生活センター機能を強化していく必要がある。	一部改善	特に消費者弱者に対して消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターの機能強化が必要であり、引き続き注意喚起等が必要である。	高齢者については、広報やチラシ、イベントや出前講座等で啓発をより強化し、成年年齢引き下げに伴い、小中学生や高校生、大学生への消費者教育を動画の配信や出前講座、出前授業等で教育機関と連携しながら注意喚起、啓発を強化する。 イベントや講座等の参加者だけでなく、その先にいる家族や友人へも注意喚起等ができるような啓発を行う。	一部改善
189	商工労働課	消費生活相談事業	消費者の利益を守り、消費生活の安定と向上を図るため、消費生活に関する苦情や問合せに対し、助言やあっせんを行い、被害の未然防止と被害回復を図ります。	高度情報化に伴い多様化・複雑化した消費者トラブルに適切に対応するため、職員の能力向上を図ります。また、高齢者などの消費者に対し、県や関係機関・関係課との連携を図ります。	一部改善	消費者トラブルは複雑化・多様化しており、誰もが被害にあう可能性がある。判断力の乏しい高齢者や障がい者等が被害にあうケースが後を絶たない。消費者への被害の未然防止と損害救済に対応するため、相談体制の充実と相談員の実務技能の向上が必要である。	一部改善	誰もが消費者被害にあう可能性があり、特に消費者弱者が被害にあう場合が多く見られる。消費者の被害防止と被害回復のため、相談体制の充実が必要であり、多様化する消費者トラブルに対応するため相談員の実務技能の向上が必要である。	高齢者センターの定例会等で積極的な被害防止等の注意喚起を行う。 民生委員等の見守り者へテキスト等を配布し、見守り力の強化を図る。 トラブルにあっても相談できない、トラブルに気づいていない方々を相談へつなげるために、市内の金融機関等へセンターのパンフ等を設置してもらう。	一部改善